

令和7年度 第2回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日時 令和8年1月29日(木) 14時00分～15時15分

場所 石狩市役所5階 第1委員会室

出席者 委員:6名 事務局:7名 合計13名

委 員					
役職	氏名	出欠	役職	氏名	出欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	早川 久夫	出席
副会長	伊藤 美由紀	欠席	委員	新田 大志	出席
委員	佐伯 路子	欠席	委員	穴田 めぐみ	欠席
委員	河岸 由里子	出席	委員	青田 奈保子	欠席
委員	近藤 宏	出席	委員	高橋 典只	欠席
委員	星野 ゆかり	出席	委員	野口 直美	欠席

事務局	所属氏名		所属氏名	
	子育て推進部長	田村 奈緒美	子ども家庭課長	高井 史朗
	子ども政策課長	青木 祐一郎	子ども家庭課主査	田中 光枝
	子ども政策課主査	田原 朋学		
	子ども政策課主査	瀧坪 真里依		
	子ども政策課主事	麻柄 周平		

傍聴者 0名

次第

1. 開会

2. 議題

(1)特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(運営基準)について(諮問案件)

3. その他

4. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和7年度第2回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の会議は1時間程度を予定しております。

それでは、初めに会議の出席状況をご報告いたします。本日は伊藤委員、佐伯委員、穴田委員、青田委員、野口委員、高橋委員より欠席の連絡をいただいており委員12名中、6名の出席ということでございます。

石狩市子ども子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認いたします。

- 1 つ目が次第でございます。
- 2 つ目が資料1特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(運営基準)について
- 3 つ目が参考資料運営基準(内閣府令)の項目

でございます。お手元にお揃いでしょうかでしょうか。

それでは本日の審議案件につきまして、審議会に諮問します。加藤市長がほかの公務により出席がかないませんでしたので、代わりに田村部長より手交させていただきます。

【2. 諮問書手交】

○事務局 田村部長

石狩市子ども子育て会議会長 吾田富士子様。石狩市長加藤龍幸、石狩市子ども子育て会議条例第2条第3項の規定に基づく諮問について下記の案件、会議の意見を求めます。諮問案件、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についてでございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 青木課長

議題に入る前に委員の皆様をお願いがございます。議事録の作成にあたりまして議事録作成システムを使用しております。ご発言いただく場合は必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご協力をお願いいたします。それではこれより進行を吾田会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【3. 議題】

○吾田会長

皆様こんにちは。大雪が降り、そして年度末に向かっているこの忙しい時期にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。1回目は5月と春の良い季節でしたが、今年度、2回目の会議となりますが、どうか皆様の専門の立場、それから置かれている立場から、忌憚のないご意見をいただき、石狩市のこどもたち、そしてこどもたちを支えるご家族、そしてそのご家庭を支える教員、保育者の皆さんを心にとどめながら石狩市に住む皆様の未来が明るくなるように、どうぞご協力いただきたいと思います。皆様にはおもいきり発言をしていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それではさっそく議題に入りたいと思います。本日は一つの議題です。特定乳幼児通園支援事業の運営に関する基準についてということで、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 高井課長

子ども家庭課の高井でございます。わたくしの方から、議題(1)「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(運営基準)」について、資料1に基づきご説明いたします。

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」について、本市では、昨年5月に開催された子ども・子育て会議において申請事業者の設置認可について諮問し、認可基準を満たしている旨のご判断をいただきました。

その後、本市の認可を経て、昨年6月より、認定こども園等6事業者と市立保育所で試行事業として実施しているところです。

この乳児等通園支援事業は、令和8年度から全国で本格実施となり、法に基づく給付制度として、「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始されます。

そして、この給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例で定める基準に従って、乳児等通園支援を提供しなければなりません。

そのため、本市としても制度開始に向けて、運営基準を条例で整備する必要があり、本日、子ども・子育て会議に諮問し、ご意見をいただくものです。

本日ご意見をいただきたい事項については、1点目として、国の基準に上乘せして定める事項が必要かどうか、2点目として、国基準のまま定めることが妥当かどうか、という2点になります。

次に、この基準について、市の条例で制定するにあたっての基本的な考え方です。資料1の「制定の基本的な考え方」にあるとおり、現時点では、本市の実情として、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、条例で定める運営基準は国の基準どおりとする案としております。

資料の2ページ以降より、各運営基準案についてご確認いただきますが、先に基準の区分について確認いたします。条例を定めるに当たっては、国の基準が大きく2つに分かれています。

1つ目が、「従うべき基準」です。これは、国が定める基準に従って条例を定める必要があるもので、例えば、利用定員や、事業運営に関する事項のうち、こどもの適切な処遇の確保、秘密保持など、こどもの健全な発達に密接に関連する事項が該当します。

2つ目が、「参酌すべき基準」です。これは、国の基準を参考にしつつ、市が実情に応じて定めることが想定されている事項です。

本日の資料では、各条文について「従うべき基準」か「参酌すべき基準」かを示した上で、市の考え方はいずれも“国の基準どおり”として整理しています。

それでは、運営基準について確認していきます。はじめに、全体の構成について確認します。本日配付した「参考資料」に、運営基準の全体の項目と、それぞれの項目について「従うべき基準」か「参酌すべき基準」かを記しています。全体では、総則、運営に関する基準、雑則の3章に分かれ、全33項目で構成されています。

次に、資料1をご覧ください。2ページでは、「一般原則」について定めており、以降、運営に関する基準中、主なものとして「利用定員」、3ページでは「面談」、4ページでは「特定教育・保育施設等との連携」、5ページでは「支払」、6ページでは「相談及び援助」、7ページでは「運営規定」、8ページでは「勤務体制の確保等」、9ページでは「秘密保持等」、10ページでは「苦情解決」、11ページでは「事故発生の防止及び発生時の対応」などについて定めています。12ページ以降は、雑則として「電磁的記録等」について定めています。

最後に、本日諮問しました市の基準案については、今後乳児等通園支援事業を実施するにあたり、市内認定こども園等の子育て関連施設に密接に関係する内容であることから、今月上旬に市内認定こども園及び事業所内保育事業所、地域子育て拠点施設を運営する事業者の皆様はこの基準案を示した上でご意見を伺ったところ、すべての施設において、市が作成した基準案のとおりで問題ないとの回答をいただいておりますので、併せて報告いたします。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容についてご意見やご質問がありますでしょうか。星野委員いかがですか？

○星野委員

運営についての意見については特になかったのですが、去年から試行期間として開始されているということですので、お母さんの声だったり利用の状況だったりというのをお聞かせいただきたいなと思うのと、皆さん平等に利用できるというところではあるのですけれども、定員数も限られているので、どのような感じで使えるのかなということ。例えば双子を育てている方や一人でお子さんを育てる方、障がいがあったりとかいろいろな状況があると思うのでどこまでの平等な利用の仕方というか、申し込みの仕方というのがあるのかなというところがお聞きしたいなと思います。以上です。

○吾田会長

ただいまご質問がありました、今年試行的に始めている利用されている方の声、それから平等にするとはいっても、申し込みが多数になった時、限られた定員数の中でどのような利用の仕方になっているのかということについて情報がありましたらお願いいたします。

○事務局 田中主査

子ども家庭課田中です。わたくしの方から事業の現在の利用状況についてご説明させていただきます。事業の認定者数については現在76名のお子さんが登録されております。実績と致しましては実人数では、223名のお子さんが利用されておまして、時間数にすると1834時間となっております。

○事務局 高井課長

利用登録数、利用人数についてはお伝えしたところでございますので、利用のお子さんの状況などについては、例えば障がいをお持ちのお子さんなどは、現在のところ一園で受けていただいているところで

ございますが、そのあたりはそういった事情を鑑みたくて、必要な体制で実施をしているという状況でございます。また、保護者の方からの声という部分につきましては、私どもが聞き及んでいる中では、例えば、現在のところ、このこども誰でも通園制度で利用できる期間は満三歳未満までとなっているんですけども、三歳に達した後の3月末までは、認定期間を延長していただけないかとかというようなご意見をいただいているところです。以上です。

○吾田会長

三歳までということですね。具体的な利用者様の声まではまだ拾えてないという状況ですかね。今年度中に試行期間のまとめのような調査などはされるのですか。

○事務局 高井課長

現在も行っているところでございます。そこでまとめたものについては、また改めてお示しをしたと思いますけれど、現在進行形の中でのこういったご意見というところでございます。

○吾田会長

ありがとうございます。これから詳細が分かってくるということですね。ありがとうございます。そうしましたら、他の皆様いかがでしょうか。

○河岸委員

障がいのある子は一園のみで受け入れていたということですが、76名の登録者の中にはもう少し障がいのあるお子さんがいたのかなって思うのですが、その辺の対応というのはどのようになっているのかなと気になりました。障がいのあるお子さんは、年々増えていますので、その中でどのように一園のみで対応できているのかということころが少し気になりましたので教えていただけますか。

○事務局 田中主査

この事業の対象の年齢が0歳から2歳までということで、障害者手帳をお持ちのお子さんだったり、障害であるという判断をするような状況にあるお子さんがまだ少ない年齢ですので、該当のお子さんが少なく、月に2人程度となっております。

○吾田会長

その他にございませんでしょうか。私もこの基準を打ち合わせの時にいろいろ聞いたんですが、石狩だから特に変えるってことは全然なく、むしろこの国の基準がわかりにくいなと思いつつ、どういう意味なのかなということも伺っていました。

例えば、3ページの(3)面談のところは、事前面談は必ず必要で、石狩市民であることなど色々条件があるんですけども、そこで知り得た個人情報はもちろん守るんですけども、必要な情報を提供することもありますし、(4)には正当な理由のない提供拒否は禁止と書いてあって、この正当な理由ってなんだろうとか、そのようなことを伺いながら内容を確認いたしました。それで、まず個人情報を守りながら幼稚園、保育園で受け入れる時には保護者の年齢とかいろんなことを聞きますけれども、一時的な利用で既往症などどこまで聞くのかということもありますし、あとは、札幌市では反社会的な団体については排除する理由の一つになるということでしたが石狩市については、すでに設置基準で規定しているので改めて規定しなくても大丈夫ということでした。あと6ページの(14)特定乳児等通園支援に関する評価等については、参酌すべき基準ですが、定期的に外部の者による評価を受けてその結果を公表するとありますが、ホームページで公表するのですか？といったことを伺ったのですが、監査も入るそうなのでそういう中で、適切になされているかっていう評価は入って行くというようなことでした。これは事業者に対して「こうしてください」「こうでなければいけません」という文言ですので、先ほどおっしゃっていただいたように事業者の方で問題はないということでしたので、大丈夫なのかなと思っております。他に皆さんご意見はありますか。

○星野委員

双子の利用の部分についてもう少しお話をお聞きできればと思います。

○吾田会長

基本的には定員に余裕があれば受け入れるってことですね。例えば、定員が1名の施設は利用できな

いということでしょうか。

○事務局 高井課長

今のご質問の部分ですが、双子でお申し込みいただいている事業所もありまして、その際には定員を満たしていれば、同時に受けることは当然可能です。ただ定員が1人というところもございますので、そちらにつきましては、実際のところ利用はないところでございます。

○吾田会長

ありがとうございます。近藤委員はいかがですか。

○近藤委員

制度自体に受け入れがたい部分があるのですが、この案が出た時から国に対しても意見を伝えさせてもらってるんですけども、趣旨目的はわからなくもないのですが、国がこのように決めたことに、市町村も対応しなければならぬ実態も分かりますし、最低限なんとか協力していかなければと我々施設側も思っております。

ただやはり、面談から始まって、許可を取って、実施し、受け入れて、そしてその後報告という事務作業もある、そういった手間、そういった流れの中で、非常に基準単価自体が大きく間違っていると思いますし、それらを我慢してもですね、そもそもいつ来るかわからない、何人来るのかわからないこともたちのために、職員を確保できるのか。これから特にこの問題が非常に顕著に、喫緊の課題になってくると思いますので、もともと反対なのですが、石狩市も国の基準通りに進めていきたいということは伺ってはいたので、我々施設側、団体側として最低限は協力していかなければとは思っております。

この後、利用定員設定等でまた各施設側ときちんとしてご相談を頂ければありがたいかなというふうに思っております。

○吾田会長

ありがとうございます。私たち保育の専門家たちも子ども誰でも通園制度に関しては、疑問符が出ているんですけど、でもこれを決めるときに専門家も入っていたので、今のお子さんやご家族を守るという事と保育者、保育園、幼稚園も守れなきゃいけないというところでは、矛盾するところがあると思っておりますよね。この月10時間というのもどこから何を根拠に出してきたのかということもありますし、でも走り出していることも家庭庁の方針に則って、各自治体が始めてみて、いろんな問題が浮き彫りになったり、修正していくような形になってより良いものを目指していくのかなど。その第一歩がまずこれのかなというふうに私も思っているところでした。それでは早川委員どうですか。

○早川委員

私はこの分野に関しては全くの素人なのですが、さまざまな事業が入ってくると、監査などがあまりにも多く、そのためにいろいろなものを用意しなければならない大変さを強く感じます。学校でも同様ですが、事業を立ち上げたり、やらなければならないことが増えたりすると、それに対して当然のことながら監査が入ってきます。

結局、監査に対応するための資料を用意しなければならず、その負担がかなり大きいのではないかと思います。もちろん、国として最低限やらなければならないことはあるのだと思います。ただ、事業者の皆さんもご協力いただいてこのような形で運用していると思いますので、できるだけ簡易にするなど、事業者の方に負担が行かない形を取ることがとても大事だと思います。

また、利用される方々にとっても、より簡便な方法で利用できる仕組みにしなければ、利用はなかなか進まないのではないかと感じています。特に、急に預けなければならない状況になったときなどは、簡易な手続きで利用できるようにするなど、いわゆるソフト面をもう少し考えたほうがよいのではないかと思います。内容と少しずれているかもしれませんが、その点を感じました。

○吾田会長

貴重なご意見ありがとうございました。では、これを利用する場合、利用者は具体的にどのような手続きをするのか、伺ってもよろしいでしょうか。事前に電話連絡を入れて、申請書を持参し、認定証が発行され、予約面談という流れになる、という理解でよいでしょうか。最初はそのような手続きになると伺っていますが、いかがでしょう。

○事務局 高井課長

ただいま早川委員からご指摘いただいた点は、私どもとしても非常に重要な視点だと考えております。国のほうでも、できるだけ利用しやすい形を検討していると思いますが、令和8年度の本格実施に向けては、基本的にはシステムを利用した形で、利用登録・予約・実績の提出などを行い、それらを連携させた形で運用していくと伺っております。

現在、試行的な部分も含めて、当課の中でも確認作業を進めている状況でございます。その他にも、国からさまざまな基準や様式が送られてきてはいるのですが、事業者の方にとっても、できるだけ効率化を図った申請や認可の方法について、私どもとしても検討していきたいと考えております。

○吾田会長

ありがとうございます。こどもの命が関わっているので、もちろん監査は確保しなければいけないと思います。ただ、例えば3歳の子が来た場合、3歳児のクラスに入れるとしても、必ずその子にはこども誰でも通園制度専門の保育者がついていなければならず、その結果「必ず1人つける」といった形になり、現場は大変なのではないかと感じます。一方で、直接関わる業務ではない場合については、何か整理がありましたよね。

○事務局 高井課長

(19)2 のところになるかと思えます。ここに「直接影響を及ぼさない業務」と記されている部分のことかと思えます。ここで言っている意味合いとしては、例えば清掃などの環境整備、給食の配膳、これに係る事務作業などが、「直接影響を及ぼさない業務」と捉えられているかと思えます。ただし、実施にあたっての責任主体はあくまでも事業者ですので、衛生や安全、個人情報管理については、十分に遵守していただく必要があると思えます。

○吾田会長

ありがとうございます。本当に、園にとっても、実施する自治体にとっても、事業所にとっても、利用者にとっても、負担が少ないものであることは大事だと思います。ありがとうございました。新田委員はいかがでしょう。

○新田委員

私も皆様のお話と重なるところがあるかもしれませんが、基準自体を拝見して、かなり大まかな部分もあると感じました。これから実際にやってみて、というところも大きいのだと思えます。

先ほど、試行期間の中で「すべての事業者がこの基準案で問題ない」というお話があったと思えます。基準そのものについては「問題ない」ということだったのだと理解していますが、今話題に出ている現場の大変さや心配事などについて、もし把握されているものがあれば共有いただけると参考になりますので、質問させていただきました。

○吾田会長

例えば、現場の側から危惧される点として、事故のことや損害賠償のことなどもあるかと思えますが、事務局のほうでいかがでしょうか。

○事務局 高井課長

今、現場の方から声として伺っている内容で何点かありますが、例えば来年度から本格実施するにあたり、事業者にも利用者にも使いやすい制度になるよう、できる限り柔軟に対応していただきたい、という全般的なご意見があります。

また、制度上の部分として、一時保育と併用する家庭もあり、「今日は一時保育なのか、それとも『こども誰でも通園制度』での利用なのか」といった区分の管理が大変だった、というご意見もいただいております。その点も考慮していく必要があると考えております。

さらに、保護者の方に対しても、本格実施にあたり、改めてこの「こども誰でも通園制度」について、より広く周知してほしい、という要望もございます。以上です。

○吾田会長

「こども誰でも通園制度」は月10時間までですが、一時保育にはそういう上限規定はないのですね。すると、まず10時間まではこども誰でも通園制度で利用して、それ以降は一時保育に切り替える、とい

うこともあり得るということですか。実際にそういうケースがあるということですね。

近藤委員から、今の時点で「こんなことが心配される」といった点が、ほかにも何かあれば教えてください。実際に実施しているところの声とかは近藤委員のところに集まっていますか。

○近藤委員

去年の6月からでしたよね。私の園は結局、利用は1件のみなんですよ。利用されたのは確か1件で、その方が何回か利用した、という程度でした。なので、うちとしてはそれほど大きな負担ではなかったのですが、これが登録数が複数になって、それぞれに面談その他を重ねていくとなると、現場の負担はどうしても避けられないと思います。

そこに、さっきの繰り返しになりますけれど、人材に余裕があるうちはいいのです。けれども、余裕がなくなったときにどうするのだろう、という不安があります。そうすると「事業者として申請しない」という判断も出てくる、という話になるのかもしれない。

○吾田会長

例えば、今日はインフルエンザで先生が休んでいて、予約が入っていたけれどお断りする、ということもありますよね。実際、あるのですよね。利用者の方にも、事前に「状況によっては難しい場合もあり得る」と理解いただいているのですよね。

その場合、システムに登録されているのだから、「こちらの園は難しいけれど、別の園は空いている」といった案内にはならないんですか。

○高井課長

事前の面談が必要になりますので、急ぎよ別の園へ振り替える、といった運用は、今のところ行っていない状況かと思えます。

○吾田会長

そうですね。そのほうがお互いに安心ではありますよね。そうしないと本当に心配です。ありがとうございました。こういうことが心配される点だ」ということで、新田委員よろしいでしょうか。今はまだ順調に動いているようですが、今後そういうことが起こりうるという前提で、事例を集めながら、より良い制度にしていく。石狩市としても「こう対応する」「こういう点も加えたほうがいいのかもかもしれない」という形になっていく、という理解でよろしいでしょうか。他に何かございますか。星野委員いかがですか。

○星野委員

先ほどの話とも少し重なるのですが、利用枠が少ない場合の「優先」の考え方があるのかが気になります。それが先ほどの双子の場合や、障がいがある場合などなんですが、前から気になっていたのですが、ミナクルさんの「定員46人」というところが、どのように稼働して、これからどうなっていくのかが気になっています。

○事務局 高井課長

今のご質問についてですが、ミナクルさんは現時点では定員自体は同じ定数で運用しています。来年度については、まだ計画段階ではありますが、プレで使っている園児さんに加えて、一般での利用も計画していると伺っています。

優先の部分については、こちらでまだ把握しきれておらず、状況に応じて、ということになるかと思えますが、現時点では明確にお答えするのが難しいです。

○吾田会長

(認定こども園の入所などでは)待機児童がいる場合は、優先度の高いご家庭のお子さんから入れていく点数制がありますよね。障がいのあるお子さんなどは優先順位が高くなります。

ただ、「こども誰でも通園制度」の場合は、どこを見てもそういった規定がなさそうなので、空いていけば入れるのだと思います。試行期間の間は、予約が重なってお断りした例も、まだないのではないかと思います。ただ、これからそういうことが起こりうるかもしれないので、今後は、例えば双子のお子さんや障がいのあるお子さんが登録されている場合に、予約が重なったときはどうするのか、事業者さんに事前に確認しておくのとよいのかもしれない。事務局としてそういった話は聞いていませんか。

○事務局 田中主査

基本的には先着順だと聞いているので、予約が入っていたら「別の日をお願いします」という形になってしまう、とは聞いています。

○吾田会長

「システム」と言っていましたが、これは全事業所がつながっているシステムで、どこに何人利用しているかなどが分かる、ということですか。保護者は分からないのですか。今までは紙で申込みなどをしていたと聞いているので、システムがどういうものなのか気になっています。

○事務局 田中主査

例えば、利用者のある月の「10 時間」の持ち時間がどれくらい残っているか、といった管理ができたり、「こども誰でも通園制度」を実施している事業所がどこにあるのかをシステム上で検索できたりします。

今は石狩市内でしか、石狩市民は利用できませんが、今後は市町村を問わず利用できるようにするためにも、利用時間の管理をシステムで行うことが想定されています。

○吾田会長

例えば、石狩市に住んでいて札幌へ働きに出ている保護者が、札幌の施設に預けたい場合には、事前面談を受けた上で利用する、といった形になります。そのシステムを見られるのは保護者の方ですか？

○事務局 田中主査

保護者と事業所の双方です。保護者は施設の空き状況等を確認できますし、事業所は予約が入った際の確認、実績の管理等を行い、市町村へ請求する流れになります。紙ではなく、システムを利用して運用する形になる見込みです。

○早川委員

大変申し訳ないのですが、私がこの制度を十分に理解できていないのかもしれないのですが、先ほども少しお話ししましたが、事前面談をしなければ他のところに行けない、また職員の体調不良等で受入れできないとなると、利用者にとっては使いづらい制度になってしまうのではないかと思います。

制度上それが可能なのか、私の理解がずれているかもしれませんが、例えば、市として一か所拠点となる施設を確保して、そこで面談を実施し、市の施設として一定程度受け入れられるようにすれば、あちこちの施設にたらい回しになることなく受け入れが可能になるのでは、と考えました。

ただ、制度の趣旨として、市内の保育園・幼稚園等に協力いただきながら進める事業なのかもしれず、今すぐどうこうという話ではないとは思いますが。とはいえ、利用者目線で考えたときに、「ここに行けば基本的に利用できる」ような預かりの拠点があると、より使いやすいのではと思いましたが。

そうすれば、各園が「いつ来るか分からない利用者のために職員を確保しておかなければならない」といった状況も軽減できるかもしれませんが。制度上可能かどうか、また実施するとなると市の予算も関係して難しい面があるとは思いますが、疑問として申し上げました。

○吾田会長

ありがとうございます。星野さんのところを利用する方は、どのように利用していますか。

○星野委員

私たちはいしかりファミリー・サポート・センター事業を受託しています。事前登録はありますが、面談はなく、連絡をいただいて対応します。ただ、保育者ではなく一般の有償ボランティアの方を探す仕組みなので、その方が見つからない場合はお断りになります。できるだけ見つけるようにはしています。

利用料としては、お子さんの「1歳の誕生日まで」は40時間分の無料券があるので、その40時間は無料で使っていただけます。そこから先は、基本的に1時間700円を、有償ボランティアの方へ直接お支払いいただいている状況です。

○吾田会長

保育園に継続して預けるほどではないけれど、必要なときに預けたい方は、こうした形でお金を払って預けているという状況で、(こども誰でも通園制度は)保育園や幼稚園などの専門機関を利用できる。一

時保育は、これまで基本的にリフレッシュ等、「保護者のため」の制度という位置づけでしたが、「こども誰でも通園制度」は、こどもが集団生活を体験するなど、こどものための制度をそういった専門家がいる施設を利用して10時間ですが体験させようということなのですが、先ほども話が出たとおり、矛盾点やしわ寄せが現場に来ている部分もあります。国は子育てしやすい環境にしようと頑張っているけど、あちこちで色々な声があるというのが現状ですね。利用される方は制度が増えて選択肢が広がるのは良いのですが、情報をどう得るのか、皆さんどのように知るか、ホームページなどですかね、という点も気になります。

これが、「石狩市のどこか1園が全部面談を引き受けて、全部来てください」というのは、現場としては現実的に難しいと思います。毎日来るわけではない日にどうするのか、費用をどこから出すのか、といった問題もあります。そこで余裕のある施設でそういった制度をしてみよう。

先ほどのミナクルさんの例は、プレ幼稚園として、来年少幼稚園に行く予定の満3歳未満の2歳児に限定して受け入れる、という形なので、園にとって良い面もあると思います。ただ、本来のこども誰でも通園制度と少し違う部分もあるように感じています。事務局としてはいかがですか。

○事務局 高井課長

ありがとうございます。利用者の利便性については、現状から今後本格的に始まるこども誰でも通園制度に向けて、石狩市としても試行で実施してきた内容を踏まえつつ、受け入れていただく事業所を拡大していくことを考えています。例えば、1園に限らず、複数園で登録・事前面談等を行っていただきながら、園の特徴を体験し、次のステップとしてどの園を希望するかを検討する、という利用の仕方も想定しています。

事前面談については、国の基準において「従うべき基準」として位置づけられているもので、初回利用の際に、こどもと保護者の状況、養育環境等を把握し、安全に受け入れるための基礎情報を確認することが目的です。ここは最も重要な部分ですので、しっかり確認した上で安全に受け入れていただく、という趣旨になります。本格運用の中で、実際に運用しながら、どのような形がさらに望ましいのかを検討していければと考えております。

○吾田会長

利用者の声だけでなく、実施している事業者の声も拾って、この制度を良い方向にしていくことが必要だと感じました。

○河岸委員

面談登録は、1園だけでなく、複数の園で行っても構わないのですよね。そうすると公平性の問題として、車を持っている保護者は便利に使える一方で、実は一番困っているのは車がない方たちだという点があります。バスで行けるが、バス停が遠い、困っている方というのは移動の支援を得られない、といった事情のある方が多いです。そうした家庭ほどこどもの状況も厳しいことがあり、虐待ケースなども含めて見られます。そこが今後の課題になると思います。

○吾田会長

空きがあれば受け入れられますが、予約が重なった場合は、何らかの優先や調整、例えば「車の方は別の園でもどうですか」と促す等が必要になるかもしれません。貴重なご意見ありがとうございました。

皆さんいかがでしょうか。本日の議題である基準自体については、大きな問題はないという整理でしたが、制度としては国に対して意見も出ているところです。

それでは、反対はございませんでしたので、本会議としては「市の原案について妥当である」との判断でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではその内容で答申したいと思います。

【4. 答申】

○吾田会長

それでは皆様、答申書案を配付します。皆さんで確認し、問題なければこの内容で答申します。

答申案を読み上げます。「1. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について。特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の作成にあたり、国の基準を踏まえた内容は妥当であると判断いたします。」この内容で市に答申したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、無事に答申を出すことができました。ありがとうございました。続いて「その他」として、事務局から何かありますか。

【4. その他】

○事務局 田村部長

長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。委員の皆様は令和5年3月から3年間の任期で、本日が任期中最後の会議となります。事務局を代表してお礼のご挨拶をさせていただきたいと思えます。

この3年間、こどもの権利条例の制定に伴う実施計画であるこどもビジョンの審議をはじめ、こども誰でも通園制度、第2子以降の保育料無償化、副食費や放課後児童クラブ負担金の無償化など、本市の子育て政策の根幹に関わる重要なテーマについて、幅広く、熱心にご議論いただきました。皆様からいただいたご意見は、石狩市のこどもたちが健やかに成長できる環境づくりに不可欠なものとして、深く感謝しております。

次期任期も引き続き委員をお願いしている方もいらっしゃいますが、長い方では3期9年にわたり、本市のこども・子育て政策の推進にご尽力いただきました。これまでのご協力に改めてお礼申し上げます。長い間ありがとうございました。

○吾田会長

ここで審議したことが、一つでも、二つでもこどもたちやご家族、保育者・先生方の力に少しでもなればという思いで、本日の会議を終わりたいと思えます。皆さん、本当にありがとうございました。

令和8年 2月 27日 議事録確定

会長 吾田 富士子